

○静岡大学浜松キャンパス共同利用機器センター規則

平成22年2月17日
規則第-5号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人静岡大学学則第13条の規定に基づき、静岡大学浜松キャンパス共同利用機器センター(以下「センター」という。)に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、静岡大学(以下「本学」という。)の学内共同教育研究施設として、各種大型評価・分析機器等(以下「機器」という。)を利用する教育、研究及び企業等からの試験委託の用に供するとともに、関連技術の研究・開発等を行い、もって本学の教育研究の進展及び産学連携活動の推進に資することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 機器の管理運用及び共同利用に関すること。
- (2) 機器による分析、測定及び解析に関すること。
- (3) 分析・計測技術の研究開発、情報収集及び提供に関すること。
- (4) 利用者に対する講習及び技術指導に関すること。
- (5) 企業等からの試験委託等に関すること。
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な業務

(重要事項の審議)

第4条 センターの管理及び運営に関する重要事項の審議は、静岡大学共同施設管理委員会が行う。

(運営委員会)

第5条 センターの運営に関する具体的な事項を審議するため、静岡大学浜松キャンパス共同利用機器センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(職員)

第6条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 主任センター員
- (4) センター員

(センター長)

第7条 センター長は、センターの業務を総括する。

2 センター長は、学長が選考する。

3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第8条 副センター長は、センター長を補佐し、センターの業務を処理する。

2 副センター長は、センター長が任命する。

3 副センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任の副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(主任センター員)

第9条 主任センター員は、センターの機器の管理、技術指導等の業務並びに分析・計測技術の研究開発及び情報収集を統括する。

2 主任センター員は、センター長が任命する。

(センター員)

第10条 センター員は、センターの機器の管理、技術指導等の業務並びに分析・計測技術の

研究開発及び情報収集を行う。

2 センター員は、センター長が任命する。

(事務)

第11条 センターに関する事務は、当分の間、工学部総務係において処理する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規則施行後の最初の副センター長の任期は、第8条第4項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。